

皆様のご協力をお願いします

市民税・県民税申告について 混雑緩和のためのお願い

スムーズな申告の受付と待ち時間短縮のため、次の方法での申告にご協力をお願いします。

○自書申告

営業・農業・不動産所得などの収支内訳書の作成や、医療費控除を受ける際の医療費の総額計算は、自身で行うようお願いします。

○郵送申告

申告書は郵送で提出することができます。広報ひろさき1月15日号と同時配布する「平成27年度市民税県民税申告のお知らせ」の裏面が申告書になっていますので、必要事項を記入・押印の上、3月16日までに市民税課まで送付してください。添付書類の返送や申告書控えの送付を希望する人は、その旨を記載の上、返信に必要な金額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※内容についての問い合わせをする場合がありますので、電話番号を必ず記入し、必要書類を保管しておいてください。

○年金収入がある人の申告について

所得税の確定申告については、公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金など）の収入が400万円以下で、そのほかの所得が20万円以下の人は申告が不要となります。ただし、所得税の還付や損失の繰越控除などを受けようとする場合は、確定申告が必要です。

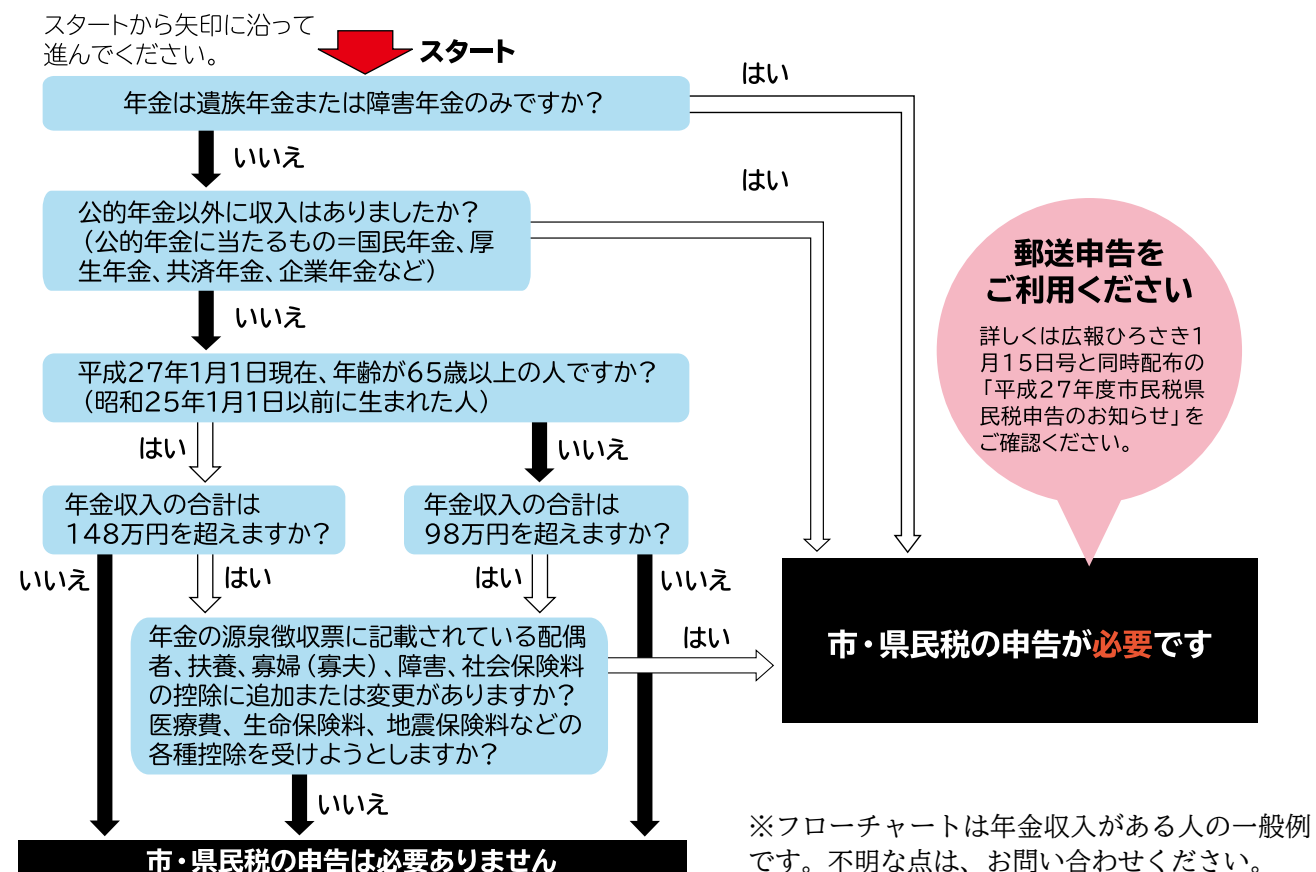
なお、所得税の確定申告をする場合は、市・県民税の申告は不要となります。

また、確定申告をする必要がない人でも、市・県民税の申告が必要な場合がありますので、下記の「年金収入フローチャート」で市・県民税の申告が必要かどうか確認してください。不明な点は問い合わせを。

■問い合わせ・提出先 市民税課市民税第二・第三係（〒036・8551、上白銀町1の1、☎40・7025、40・7026）



年金収入フローチャート



市民総ぐるみで
ご協力を！

あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動

市では、「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～」に基づき、弘前の未来を担う子どもたちを市民みなで見守り、いじめや虐待を防ぐための取り組みを進めています。

市民が誰でも取り組むことのできる運動として、昨年4月と8月に引き続き、本年も「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」を下記のとおり実施しますので、ぜひご協力をお願いします。

※詳細については、各中学校区に設置している小・中学校、家庭、地域による連携組織から学校や町会などを通してお知らせします。

■問い合わせ先 学校教育改革室（☎82・1645）

強化日
1月15日・16日・19日

市内一斉取組日 1月16日（金）



「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」の効果

☆地域に「自分を知っていてくれる人」「自分が知っている人」がいることで、子どもたちに「地域に見守られているという安心感」が生まれます。

☆子どもたちの行動に気を配ることにより、いじめや虐待の早期発見・早期対応が可能となります。地域に住む人だけではなく、地域に勤めている人も、いじめや虐待をなくするために、温かなまなざしを向け、思いやりを持って言葉を掛けましょう。

事故を未然に防ぐ
ために

屋根の雪下ろし用命綱などを貸し出します

屋根の雪下ろし中の事故を未然に防ぐため、命綱などを貸し出します。

貸出数には限りがありますので、事前にお問い合わせください。

▽貸出期間

2月28日まで

※雪の状況次第では、貸出期間を延長します。



※一式当たりの貸出期限は、貸出日から原則5日間とします。

▽貸出用品 命綱、安全帯およびヘルメット一式

▽貸出場所

○弘前消防署（本町、☎32・5199）

○東消防署（城東中央5丁目、☎27・1151）

○西北分署（小友字神原、☎93・3310）

○西分署（鳥井野字宮本、☎82・3311）

※受付時間は、いずれも午前8時半～午後5時。

■問い合わせ先 市民協働政策課（☎35・1664）

NEWS

市立博物館特別企画展2「名画の花束」 入館者数1万3,000人突破！

昨年9月27日に開幕した特別企画展2「名画の花束」は、印象派を代表するモネのほか、ピカソ、シャガール、ルノワールなどのヨーロッパ絵画を中心とした展覧会で、子どもたちにも親しめるように工夫し開催しました。

51日間の会期で、今年度最高の1万3,089人（昭和52年の開館以降、歴代6位）の入館があり、盛況のうちに閉幕しました。

■問い合わせ先 市立博物館（☎35・0700）



△市内の小学生の観覧の様子